

令和6年 農作業料金・農業労賃に関する調査結果

目次

はじめに

I. 調査の概要 1

II. 調査結果の概要

1. 水稲作の部分・全面作業受託料金 2

2. オペレータ賃金と農外諸賃金 4

3. 農作業別農業臨時雇賃金 5

4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較 7

5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金(臨時雇・パート)の水準 .. 8

6. 農外諸賃金の水準 9

令和7年3月
一般社団法人青森県農業会議

はじめに

本調査は、昭和35年以来、全国農業会議所の企画のもと、市町村農業委員会の協力を得ながら、農業の臨時雇賃金等の把握を行っているもので、これまで、農業の就業構造の変化に伴い、稲作の作業請負料金（部分作業請負・全面作業請負）や農業経営基盤強化促進法に基づく農作業受委託の制度化に伴う農作業受委託料金等を調査項目に加えながら、調査内容の充実を図ってまいりました。

本調査結果は、青森県内40市町村農業委員会の協力を得て、令和6年12月31日を調査時点とし、令和6年1月1日より1年間について調査したものをとりまとめたものです。

県内の農業・農村における労働事情、農業就業構造ならびに各々の農業経営の改善等に取り組むための参考資料として、幅広くご活用いただければ幸いに存じます。

最後に、本調査にご協力いただいた市町村農業委員会に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

一般社団法人青森県農業会議

I. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、農作業の受託（請負）料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準の把握等を通じて、農業労働力の確保調整や協定賃金の作成、他産業就業対策などの農家労働力事情など、農業就業構造ならびに農業経営の改善・近代化に貢献してきた。農業労働力事情関係の調査としては、他に類例を見ないものとして、関係方面から高い評価を得てきた。

近年の農業労働事情をめぐっては、農業就業者の高齢化、担い手不足、さらには雇用労働力の確保の困難など、種々の課題が山積している。これら諸事情にかんがみ、農業・農村における労働事情について、一層の把握に努め、今後、適正かつ合理的に標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進等を通じ、足腰の強い農業経営の実現に資することを目的に本調査を実施した。

2. 調査の方法

- (1) 本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、青森県農業会議の指導のもとに、市町村農業委員会が実施した。
- (2) 調査市町村は、令和6年12月31日時点における全市町村（40市町村）を対象としている。
- (3) 調査の項目
 - ① 水稻作の部分・全面作業受託料金の水準
 - ② オペレータ賃金
 - ③ 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
 - ④ 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況
 - ⑤ 市町村内の農外諸賃金の水準

3. 調査の時期および期間

令和6年12月31日を調査時点とし、令和6年1月1日より令和6年12月31日までの1年間を調査対象としている。

Ⅱ. 調査結果の概要

1. 水稲作の部分・全面作業受託料金

(1) 部分作業の受託料金（第1表）

農作業受託料金のうち、稲作関係の部分農作業受託料金を《育苗》、《耕起》、《代かき》、《耕起～代かき（一貫）》、《機械田植（苗代別）》、《機械刈取（コンバイン）》、《刈取～乾燥・調整》、《乾燥・調整（60kg当たり）》の各作業について、受託主体別（個人農家と生産組織）に調査したものである。

① 《育苗》

《育苗》の県平均をみると、個人農家の場合＜稚苗＞が10a当たり17,606円（対前年比0.3%上昇）、＜中苗＞が10a当たり22,511円（同0.8%上昇）となっている。

地域別にみると、＜稚苗＞は「津軽南」が23,450円と最も高く、次いで「上十三」が18,000円、「東青」が17,500円の順となっている。＜中苗＞は「三八」が25,903円と最も高く、次いで「上十三」が24,598円、「中弘」が22,105円の順となっている。

また、生産組織の《育苗》の県平均をみると、＜稚苗＞が10a当たり14,350円（同2.8%下落）、＜中苗＞が10a当たり22,483円（同3.7%上昇）となっている。

② 《一貫》・《耕起》と《代かき》

《一貫（耕起～代かき）》の県平均は、個人農家が10a当たり11,294円（対前年比1.8%上昇）、生産組織が9,375円（同3.4%下落）となっている。

《耕起》と《代かき》の県平均は、個人農家の場合、《耕起》は10a当たり5,012円（同1.2%上昇）、《代かき》は6,147円（同1.4%上昇）となっている。また、生産組織の場合、《耕起》は10a当たり4,522円（同1.2%上昇）、《代かき》は4,757円（同0.0%）となっている。

③ 《機械田植（苗代別）》

《機械田植》の県平均をみると、個人農家が10a当たり6,297円（対前年比0.3%上昇）、生産組織では5,943円（同1.1%上昇）となっている。

④ 《防除（薬剤費別、1回当たり）》

《防除（薬剤費別、1回当たり）》の県平均を見ると、個人農家は10a当たり1,724円（対前年比1.9%上昇）、生産組織では2,436円（同23.4%上昇）となっている。

⑤ 《機械刈取（コンバイン）》

《機械刈取（コンバイン）》の県平均を見ると、個人農家は10a当たり13,447円（対前年比2.6%上昇）、生産組織では12,373円（同2.2%上昇）となっている。

⑥ 《刈取～乾燥・調製》

《刈取～乾燥・調製》の一貫収穫作業の県平均をみると、個人農家は10a当たり31,528円（対前年比4.8%上昇）、生産組織は30,695円（同5.2%上昇）となっている。

⑦ 《乾燥・調製（60kg当たり）》

《乾燥・調製》の県平均をみると、個人農家は60kg当たり1,875円（対前年比5.3%上昇）、生産組織は1,786円（同8.3%上昇）となっている。

第1表 水稻作一般作業受託料金水準

（単位：円／10a当たり）

			県平均	郡 市 別							
				東 青	西・つがる	中 弘	津 軽	南 北	五 上	三 十	三 下
育 苗 (種子代含)	稚苗	個人	17,606 (0.3)	17,500		11,475	23,450		18,000		
		組織	14,350 (△2.8)	17,500		11,200					
	中苗	個人	22,511 (0.8)	19,667	17,308	22,105	21,635	19,250	24,598		25,903
		組織	22,483 (3.7)	17,500		17,825	22,532		31,745		22,600
耕 起 から 代かき まで	一貫	個人	11,294 (1.8)	10,360	11,485	13,443	10,556	12,417	10,167	11,600	11,171
		組織	9,375 (△3.4)	9,000		6,500	10,586				9,183
	耕起	個人	5,012 (1.2)	5,033	4,391	5,631	5,080	4,667	4,279	5,660	5,367
		組織	4,522 (1.2)	4,000		4,375	4,883		4,212		4,468
	代かき	個人	6,147 (1.4)	6,083	7,350	6,084	5,520	7,267	6,033	6,080	5,988
		組織	4,757 (0.0)	5,000		4,000	5,000		4,629		4,715
機械田植 (苗代別)	個人	6,297 (0.3)	6,367	5,527	6,594	6,502	5,777	6,529	6,600	6,300	
	組織	5,943 (1.1)	5,000		6,000	6,567		6,500		5,173	
防 除 (薬剤費別、1回当たり)	個人	1,724 (1.9)	929	1,100	1,000	1,682	2,481	1,872	1,400	1,629	
	組織	2,436 (23.4)				1,500		3,020		2,613	
機械刈取 (コンバイン)	個人	13,447 (2.6)	14,650	12,485	16,605	15,545	12,081	12,014	12,650	13,487	
	組織	12,373 (2.2)	12,000		16,100	14,505	9,818	10,368		12,335	
刈取～乾燥・調製	個人	31,528 (4.8)	26,790	28,650	29,868	37,434	27,169	30,674	24,800	35,998	
	組織	30,695 (5.2)			28,000	37,514	24,860	20,952		40,181	
乾燥・調製 (60kg当たり)	個人	1,875 (5.3)	1,515	1,578	1,745	2,189	1,655	1,828	800	2,293	
	組織	1,786 (8.3)				2,290	1,534	1,190		2,220	

※ 表中の「個人」は個人農家、「組織」は生産組織

() 内は対前年比上昇率(%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) 全面作業の受託料金 (第2表)

稲作の農作業の全面受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み (以下「込み」)」のものと、生産資材を委託者が負担する「生産資材費別 (以下「別」)」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査したものである。

- ① 個人農家：「込み」は、10a 当たり 86,990 円 (対前年比 4.0% 上昇)、「別」は 54,547 円 (同 3.1% 上昇) となっている。
- ② 生産組織：「込み」は、10a 当たり 82,517 円 (対前年比 3.3% 上昇)、「別」は 52,350 円 (同 3.3% 上昇) となっている。

※ なお、全面農作業の受託料金については、第2表のとおり回答市町村数が少ないことから、事例的なものとして参考にしていただければ幸いである。

第2表 水稻作全面作業受託料金

(単位：円 / 10a 当たり)

		回答市町村数	料 金
種籾・除草剤・肥料・農薬代「込み」	個 人 農 家	14	86,990 (4.0)
	生 産 組 織	3	82,517 (3.3)
種籾・除草剤・肥料・農薬代「別」	個 人 農 家	13	54,547 (3.1)
	生 産 組 織	2	52,350 (3.3)

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

2. オペレータ賃金と農外諸賃金

(1) オペレータ賃金 (第3表)

オペレータの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレータの純然たる労働賃金のみを1日 (8時間) 当たりで調査したものである。

県平均では、「コンバイン」が 9,651 円 (対前年比 2.7% 上昇) で最も高く、次いで「トラクター」が 9,297 円 (同 2.8% 上昇)、「田植機」が 9,131 円 (同 3.0% 上昇) の順となっている。

第3表 オペレータ賃金

(単位：円 / 1日 [8時間] 当たり)

	県平均	郡			市			別	
		東 青	西・つがる	中 弘	津 軽 南	北 五	上 十 三	下 北	三 八
トラクター	9,297 (2.8)	8,080	7,933	9,640	9,325	8,920	11,211	8,000	9,219
田 植 機	9,131 (3.0)	8,080	7,933	11,320	8,550	8,920	11,269	7,167	9,480
コンバイン	9,651 (2.7)	8,080	7,933	12,400	9,325	8,920	12,232	8,167	9,813

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較（第4表）

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における農外諸賃金水準の県平均をオペレータ賃金と比較したものである。

トラクターのオペレータ賃金を100とした場合、農外諸賃金（男性）は、「左官」169、「大工」162、「伐出」153、「造林」131、「土木工」128という指数になり、オペレータ賃金が農外諸賃金に比べ、低い水準となっている。

第4表 オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較 （単位：円／1日〔8時間〕当たり）

	オペレータ賃金		農 外 諸 賃 金				
	トラクター	コンバイン	大 工	左 官	土 木 工	造 林	伐 出
県 平 均	9,297 (2.8)	9,651 (2.7)	15,065 (7.6)	15,666 (10.1)	11,865 (8.8)	12,209 (12.4)	14,243 (15.1)
指 数	100	104	162	169	128	131	153

※ 指数：トラクターのオペレータ賃金を100とした場合

() 内は対前年比上昇率(%)〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

3. 農作業別農業臨時雇賃金

(1) 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金（第5表）

個々の経営体の需要に応じた労働力の需給調整対策の充実や、質・量ともに兼ね備えた労働力の確保調整をはじめ、地域の実態に即した臨時雇賃金の適正な水準形成に向けて、県内の農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金を調査したものである。

1日当たりの実勢賃金の県平均を作業別にみると、農作業一般の中でも、熟練度が求められる「専門作業」は男性が8,649円（対前年比4.5%上昇）、女性が8,277円（同7.0%上昇）、「一般・軽作業」は男性が7,446円（同5.0%上昇）、女性が7,373円（同4.8%上昇）となっており、いずれも上昇している。

また、具体的作業のうち、水稲では「機械作業補助」は男性が7,608円（同4.5%上昇）、女性が7,415円（同4.6%上昇）、「田植」は男性が7,356円（同2.0%上昇）、女性が7,545円（同3.2%上昇）、「稲刈」は男性が7,558円（同3.7%上昇）、女性が7,575円（同4.4%上昇）となっている。

同じく具体的作業のうち、りんごの「剪定」は男性が10,551円（同3.2%上昇）、女性が10,580円（同5.3%上昇）、「摘果」は男性が7,369円（同3.4%上昇）、女性が7,352円（同4.0%上昇）、「収穫」は男性が7,491円（同3.7%上昇）、女性が7,388円（同4.4%上昇）となっており、具体的作業でもすべての項目で上昇している。

第5表 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金 (単位：円／1日〔8時間〕当たり)

			県平均	別																
				郡				市												
				東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南	北	五	上	十	三	下	北	三	八
男性	農作業一般	専門作業	8,649 (4.5)	10,000		7,200				9,133	9,087	8,288	7,200							9,500
		一般・軽作業	7,446 (5.0)	7,200	7,267	8,141	7,420	7,567	7,363	7,200	7,662									
	うち具体的な作業	水	機械作業補助	7,608 (4.5)	7,200	7,450	8,754	7,675	7,728	7,581	7,200	7,592								
			田植	7,356 (2.0)	7,513	7,200														
		稲	刈	7,558 (3.7)	7,497	7,200	8,753				7,200									
	りんご	剪定	10,551 (3.2)	10,500	10,100	10,339	10,620	10,638												10,667
		摘果	7,369 (3.4)	7,314	7,300	7,569	7,420	7,536												
		収穫	7,491 (3.7)	7,376	7,300	7,659	7,420	7,536	7,800											
	女性	農作業一般	専門作業	8,277 (7.0)	10,000	7,200				9,067	8,550	7,778	7,200	9,000						
			一般・軽作業	7,373 (4.8)	7,200	7,267	7,757	7,420	7,462	7,386	7,200	7,405								
うち具体的な作業		水	機械作業補助	7,415 (4.6)	7,200	7,450	8,152	7,475	7,430	7,581	7,200	7,232								
			田植	7,545 (3.2)	7,513	7,200		8,300												
		稲	刈	7,575 (4.4)	7,497	7,200	8,129	8,300		7,200										
りんご		剪定	10,580 (5.3)	10,500	10,100	10,325	10,400	11,275												
		摘果	7,352 (4.0)	7,314	7,300	7,482	7,420	7,487												
		収穫	7,388 (4.4)	7,376	7,300	7,573	7,420	7,487	7,800											

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (第6表)

1日当たりの実勢賃金の男性と女性を比較したものをまとめたものである。

これをみると、「田植」、「稲刈」、「剪定」、「摘果」を除く作業の実勢賃金において、女性が男性をやや下回っている。

第6表 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (男性を100とした場合の女性の指数)

	専門作業	一般・軽作業	機械作業補助	田植	稲刈	りんご		
						剪定	摘果	収穫
平成27年	94	99	96	100	100	95	97	97
28年	91	98	96	101	101	96	97	97
29年	91	97	95	101	101	95	98	98
30年	91	99	96	101	101	95	98	98
令和元年	91	99	97	101	101	99	98	98
2年	93	99	96	101	101	99	98	97
3年	94	99	96	101	99	98	98	97
4年	94	99	96	101	99	98	98	97
5年	93	99	97	101	100	98	99	98
6年	96	99	97	103	100	100	100	99

4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較（第7表）

市町村農業委員会では、農業労働力の需給調整や、農業経営の合理化などを図る観点から、近隣市町村や農協等との連携のもとに農作業及び請負などの標準額（協定賃金）をまとめたものである。

その標準額（協定賃金）と本調査結果の農業臨時雇賃金を比較したものである。

作業別に県平均を見ると、「水田一般」が7,590円で、標準額に対し105と最も高い指数となっている。

地域・作業別に見ると、《中弘》の「稲刈」が標準額に対し122、《東青》の「剪定」が117と高い指数となっている。

第7表 農業臨時雇賃金と標準賃金

（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

		県平均	市 別							
			郡	東 青	西・つがる	中 弘	津 軽	南 北	五 上 十 三	別
田 植	臨時雇賃金	7,356	7,513	7,200						7,200
	標準額	7,233	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,349	7,200	7,200
	指数	102	104	100						100
稲 刈	臨時雇賃金	7,558	7,497	7,200	8,753			7,200		7,200
	標準額	7,234	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,370	7,200	7,200
	指数	104	104	100	122			98		100
水 田 一 般	臨時雇賃金	7,590				7,200	7,851	7,200		
	標準額	7,230	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,370	7,200	7,200
	指数	105				100	109	98		
畑 一 般	臨時雇賃金	7,446	7,200	7,267	8,141	7,420	7,567	7,363	7,200	7,662
	標準額	7,222	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,298	7,200	7,200
	指数	103	100	101	113	103	105	101	100	106
果 樹 一 般	臨時雇賃金	7,431	7,345	7,300	7,614	7,420	7,536	7,800		7,367
	標準額	7,229	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,800		7,200
	指数	103	102	101	106	103	105	100		102
剪 定	臨時雇賃金	10,551	10,500	10,100	10,339	10,620	10,638			10,667
	標準額	10,453	9,000	10,000	10,000	10,760	10,333			10,800
	指数	101	117	101	103	99	103			99

※ 標準額は市町村農業委員会が策定した額の平均

指数：それぞれ標準額を100とした場合

「果樹一般」の農業臨時雇賃金は、摘果・収穫（男性）の両賃金の平均

5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準

(1) 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（第8表）

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準の県平均をまとめたものである。

男女ごとにみると、男性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が9,173円（対前年比5.2%上昇）と最も高く、次いで「公的勤務」が7,923円（同8.2%上昇）、「サービス業」が7,868円（同5.6%上昇）の順となっている。

一方、女性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が8,648円（同5.3%上昇）と男性同様最も高く、次いで「サービス業」が7,815円（同6.4%上昇）、「公的勤務」が7,798円（同8.5%上昇）、の順となっている。

地域別にみても、男女の《中弘》を除き、「建設業」が最も高い賃金額となっている。

第8表 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

	県平均	郡			市					別						
		東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南		北	五	上	十	三	下
男性	公的勤務	7,923 (8.2)	7,826	7,636	7,510	8,181	7,456	8,373	8,129	7,704						
	建設業	9,173 (5.2)	10,000	10,000	7,920	8,550	9,313	9,258	9,395	8,550						
	製造業	7,659 (6.3)	7,200		7,880	7,780	7,451	8,128	7,358	7,584						
	卸・小売業	7,658 (7.4)	7,200		8,453	7,580	7,451	8,118	7,168	7,691						
	サービス業	7,868 (5.6)	6,000		8,410	7,810	8,281	8,190	7,288	7,840						
女性	公的勤務	7,798 (8.5)	7,826	7,636	7,510	7,470	7,456	8,373	7,900	7,704						
	建設業	8,648 (5.3)	8,000	9,000		8,550	8,551	9,443	8,145	8,550						
	製造業	7,634 (7.4)	7,200			7,780	7,451	7,995	7,358	7,584						
	卸・小売業	7,591 (7.5)	7,200			7,580	7,451	7,939	7,168	7,691						
	サービス業	7,815 (6.4)	6,000			7,810	8,281	8,027	7,466	7,840						

※（ ）内は対前年比上昇率（%）〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較（第9表）

農作業の「田植」賃金を基準（100）とした場合の、農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金を比較したものである。

男女別にみると、男性では、「田植」が7,356円となっており、それに対して「建設業」が9,173円で指数が125と最も高く、次いで「専門作業」が8,649円で指数は118となっている。

一方女性では、「田植」が7,545円となっており、それに対して「建設業」が8,648円で指数が115と最も高く、次いで「専門作業」が8,277円で指数は110となっている。

また、全体をみると、男女ともに農作業臨時雇賃金の「専門作業」は、他産業臨時雇賃金の「建設業」を除く業種の平均額を上回っている。

第9表 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較 (単位：円／1日〔8時間〕当たり)

		農作業臨時雇賃金			他産業臨時雇賃金				
		田植	専門作業	一般作業	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業
男性	県平均	7,356	8,649	7,446	7,923	9,173	7,659	7,658	7,868
	対前年比	(2.0)	(4.5)	(5.0)	(8.2)	(5.2)	(6.3)	(0.7)	(5.6)
	指数	100	118	101	108	125	104	104	107
女性	県平均	7,545	8,277	7,373	7,798	8,648	7,634	7,591	7,815
	対前年比	(3.2)	(7.0)	(4.8)	(8.5)	(5.3)	(7.4)	(7.5)	(6.4)
	指数	100	110	98	103	115	101	101	104

※ 指数：農業臨時雇賃金の「田植」を100とした場合

6. 農外諸賃金の水準 (第10表)

市町村ならびに近郊（通勤可能範囲）での、農外諸賃金「大工」、「左官」、「土木工」、「造林」、「伐出」の1日（8時間）当たりの賃金（男性）をまとめたものである。

農外の職種別賃金の県平均をみると、「左官」が15,666円（対前年比10.1%上昇）と最も高く、次いで「大工」が15,065円（同7.6%上昇）、「伐出」が14,243円（同15.1%上昇）となっている。

第10表 農外諸賃金の水準（男性） (単位：円／1日〔8時間〕当たり)

	県平均	郡			市			別	
		東青	西・つがる	中弘	津軽南	北五上十三	下北	三八	
大工	15,065 (7.6)	15,000	18,950	20,300	16,787	17,669	12,139	13,325	11,118
左官	15,666 (10.1)	15,000	18,600	20,300	21,050	18,169	11,959	13,025	14,018
土木工	11,865 (8.8)	7,000	16,800	15,100	12,607	12,621	11,496	10,275	8,900
造林	12,209 (12.4)	10,000	12,950	17,700	10,000	11,436	10,369	11,333	13,017
伐出	14,243 (15.1)	10,000	14,400	27,400	11,000	17,154	10,369	12,525	15,500

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]